

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市こども未来会議		
開催日時	令和7(2025)年2月20日(木) 午前10時00分から午前11時15分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室4・5		
出席者	<p>【委員】 渡辺会長、梅川委員、三保委員、山岡委員、林委員、谷澤委員、安本委員、松本委員、菅沼委員、松浦委員、田畑委員</p> <p>【事務局】 加藤こども未来部長、加藤こども未来部次長兼こども政策課長、本松こども未来部指導保育士兼保育課長、杉山こども相談課長、大城こども政策課主幹、井川副主幹、関副主幹、関根副主幹、岡田専任副主幹</p>		
次回開催予定日	—		
問合せ先	こども未来部こども政策課 岡田(高)、井川 電話 0561-32-8034(直通) メール kodomo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録全文 ・ 議事録要約 	要約した理由	
審議経過	<p>○加藤こども未来部次長: それでは定刻になりましたのでただいまから、令和6年度第5回みよし市こども未来会議を開催いたします。皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。ここで事務局から報告をさせていただきます。本日の会議は公開といたします。また、本日は、山北委員、伊藤委員、坂田委員から欠席の連絡をいただいております、出席委員は11人で、みよし市こども未来会議要綱第5条2項の規定により半数以上の出席がありますので有効に成立していることを報告いたします。なお、会議の終了時間は11時半を予定しています。</p> <p>○加藤こども未来部長: 会議開催前に、私のほうからお時間をいただきましてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。本日は、追加の会議招集というような形で皆さんに集まっていたいただきましたこと、本当に誠に申し訳ございません。そして、今から説明させていただきますけれども、皆さんには、ここを、条例をこういうふうに変えていきたいよというようなところで、メール等々で最初ご連絡をさせてもらっていて、そ</p>		

のときはご意見がなかったと聞いておりますけれども、その後またいろいろ考えていただいた中でご意見等々あるものと思っておりますので、改めてご意見いただきたいと思っております。

今回大きく条例を変更・修正をさせていただいたところのきっかけですけれども、これは市長のほうから本当にみよし市は基本条例でいいのか、というような問いかけをいただきました。当初、私たちは、こども基本条例を作ることについて、国がこども家庭庁をつくって、こどもまんなか社会を実現していくよという動きから、みよし市も、やっぱりこどもに関する権利だとか、役割だとか、そういったところについて基本的な事項を定めなくちゃいけないというところからスタートをさせていただきました。

そのため、こども基本条例の基本的な大きな2つの役割というか中身として、こどもの権利に関する、役割に関するというのが1つ、もう1つは、みよし市がこういった政策をしていきますよ、スタートしていきますよ、こどもに対してこういうことをしていきますよと、そういったことを盛り込んでいこうということだったのですけれども、2つ目のところについては今一生懸命やらせていただいているという事もあります、もともとのところで、いまみよし市に欠けているものは何かということが市長からの問いかけでした。

何が欠けているかというところについては、もともとの基本条例の前文で言っているところで、今回も盛り込ませていただいているのですけれども、こどもがこどもの権利について知って、意見を持って、意見を言うことができ、社会に参画して、夢を持ってもらうこと、これが僕らが今一番訴えかけたいことですということ、市長にもご説明させていただきました。それならば基本的事項を定めるのではなくて、この権利についてまず知ってもらうということが、今のみよし市のこどもたち、市民にメッセージとして伝えなくちゃいけないことじゃないか。そこが今欠けているから今これをやるのだというところに、僕らもいろいろ考えて立ち返って、基本条例から、こどもの権利条例という名前にすることで、みよし市から市民、こどもたちに、名前からメッセージとして伝えていくことになりました。

市長は常々、条例とか政策とか施策、こういうことを市がやるということは、市民に対するメッセージなんだということを言っているのですけれども、その辺りが我々に欠けていた。もともとスタートのところで基本的な事項を定めればよいというふうに考えたんですけど、みよし市にとって足りないものは何だというふうに問われたときに、一番はやっぱりこどもたちに権利について知ってもらうこと、これがスタートだということで、条例名から変えさせていただいたというような経緯になります。

皆様には、議論を4回重ねていただいて盛り込ませてもらった内容もありますし、ちょっとその部分が欠けてしまったという部分もあろうかと思っておりますので、ご意見をいろいろいただいた中で進めさせていただきますので、ご理解をよろしくお願ひし

ます。

あと、最初にも言いましたけれども、施策について、政策については一生懸命今まで通りやらせていただきます。これで条例から抜けたからといって、一生懸命やっていきたいというところは変わりませんので、条例じゃなくなったからといってやらないというわけではなく、それは当然のこととしてやっていくという事になります。子どもたちに権利について知ってもらう事が一番大事だというところを変えさせていただくという経緯でございますので、よろしくお願いたします。

○加藤子ども未来部次長：それでは、ここからは次第に沿って進めさせていただきます

初めに、渡辺会長からご挨拶をいただきたいと思います。

○渡辺会長：皆様、おはようございます。

大変お忙しい中、またとても寒い寒波が訪れているところで、急な招集に本当にこれだけ大勢の方に来ていただいて感謝申し上げます。ありがとうございます。

実は先ほど加藤部長からお話があった、大きく変わるというよりは、権利というものにちょっと焦点を当てるといってお話が、私からするとやっぱり降って湧いてきたといいますか、前回この場でホワイトボードまで使って大々的に熱い議論をしていただいた中で、結局権利に関係するんですけど、子どもの役割についてはすごく具体的な議論が出てきていたんですけども、権利に注目することによって、私たちの議論が何かすっ飛んだ形になっていたの、私はちょっと納得ができませんでした。実は私の大学のほうに事務局の方が、めちゃくちゃお忙しいと思うんですけど何回も足を運んでいただいて、今のご説明をしてくださいます、事務局の方も本意ではない部分があるということだと思います。

今日、皆さんからは思い切り言いたいことを言っていて、もしも最終的に、言い方が雑ですけど、しょうがないねというふうに収まるとしたら、答申のときに、私は市長さんと直接お会いして、こう考えましたとお渡しする形になると思いますが、皆さんの意見をぎゅっとして、そこでしっかりお伝えしたいなというふうには思っておりますので、短い時間ではありますが、忌憚ないご意見をいただけるといいなと思っております。では、よろしくお願いたします。

○加藤子ども未来部次長：ありがとうございました。

それでは、みよし市子ども未来会議要綱第5条第1項の規定により、会長が議長となりますので、渡辺会長に議事進行をお願いいたします。

議事進行に当たり、発言をされる方は必ずマイクを通してご発言をお願いいたします。

では渡辺会長、よろしくお願いたします。

○渡辺会長：それでは、議事に入ります。

議題（1）みよし市子ども基本条例（案）について、事務局よ

り説明をお願いします。

○岡田専任副主幹：こども政策課岡田です。

着座のまま失礼します。

各資料の説明に関しては私から要点をかいつまんでご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、資料1-1 みよし市こども基本条例（案）のパブリックコメント実施結果についてご説明させていただきます。

こちらに関しましては、令和6年12月2日から令和7年1月14日まで実施しました、こども基本条例に関するパブリックコメントの結果となります。

委員の皆様には1月28日付でメール送信させていただいたものと同じもので、現在ホームページで公開しているものとなります。意見募集の結果ですが、3名の方から6件のご意見がございました。意見の内容と本市の考え方につきましては資料のとおりでございますが、この中で、資料2ページの番号3に記載の、学校内での指導等に関するご意見を受け、学び・育ちの施設の役割に、新たに「施設における身体的、心理的暴力を防止する」旨の文言を追加したいと考えます。

資料1-1の説明は以上となります。

次に資料1-2 こどもパブリックコメント（みよし市こども基本条例（案））の実施結果について、ご説明させていただきます。

こどもパブリックコメントにつきましては、令和6年12月23日から1月14日までを期限とし、市内の小学校5・6年生及び中学校1から3年生を対象に、一人一台タブレットを活用して実施したものととなります。こちらにつきましても一般のパブリックコメントと同様に、委員の皆様には1月28日付でメール送信させていただいたものと同じもので、こどもの一人一台タブレットにて結果を公開しているものとなります。閲覧者は延べ1,401人で、実際に意見をいただいたものが146件でした。意見の内容と本市の考え方につきましては資料のとおりですが、この中で、資料4・5ページにまたがりませんが、番号40に記載のこどもが健やかに生きる権利に関するご意見を受け、こどもが健やかに生きるには、生まれ持った能力だけではなく、経験や学習によって身に付けたさまざまな能力を伸ばすことも大切であり、こどもの権利のうちの健やかに生きる権利の定義を、「持って生まれた能力」と「身に付けた能力」を「十分に伸ばす」に改めたいと考えます。資料1-2の説明は以上です。

では次に資料1-3 みよし市こども基本条例（案）の見直しについてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、1月23日に委員の皆様へ、条例の見直しに伴う意見照会として送付させていただいたものと同様のものとなります。その際には委員の皆様からのご意見はございませんでしたが、本日改めてご説明し、ご審議をいただきたいと考えております。こども基本条例については、（仮称）こども基本条例として諮問をうけ、こども基本法の制定、こども

大綱の施行等を踏まえ、こども・子育てに関する市の基本となる取り組み事項を定め、あわせてこどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるこどもまんなか社会の実現を目指す条例として、ご検討をいただいていたところですが、今回制定すべき条例につきましては、みよし市から市民へのメッセージとなるよう、こどもに人権があることを市民やこども達に知ってもらうこと、そして、こども達が権利にもとづき意見を言ってもらうこと、あらためてこれを市からのメッセージとして、こどもの権利に着目した内容にしたいと考えているものです。従いまして、以下の修正内容等につきましては、基本的にこの考えに基づき見直したものとなります。では順次内容の説明をさせていただきます。

1ページになります。

初めに名称です。こちらにつきましては、市としてのメッセージを端的に伝えられるよう、こどもの権利条例に改めたいと考えます。

次に前文です。より詳細にこどもの権利に関する本市の想いや決意を伝える内容に修正したいと考えています。

第1条、目的です。こどもの権利に着目し、「こども・子育てに関する市の取組」となっているものを、「こどもの最善の利益を守る取り組み」に修正します。

第2条、言葉の意味は修正ございません。

次、2ページになります。

第3条、こどもの権利です。健やかに育つ権利に、こどもパブコメの意見を受け、「身に付けた能力」の文言を追加します。また、安心して守られる権利に、学び・育ちの施設における身体的、心理的暴力の文言を追加します。

第4条、こどもの役割です。「他人の権利を尊重するよう、努めるもの」としているものを、「尊重する」と、より明確な表現に修正します。

第5条、保護者の役割です。まず、こどもに対しての果たすべき事柄の重大さから、「保護者の役割」を「保護者の責務」に改めます。文面についても、保護者の果たすべき義務を強調するため、「こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し」となっていたものを、「子育てについて第一義的に責任があり、こどもの権利を尊重しながら」に改めたいと思います。

第6条、地域住民の役割です。こちらもこどもの権利保障にふさわしい内容に修正します。

第7条、事業者の役割です。同様に、こどもの権利保障にふさわしい表現とするため、第1項を削除し、第2項の内容を修正します。

3ページになります。

第8条、学び・育ちの施設の役割です。学び・育ちの施設につきましても、こどもへの影響の大きさに鑑み、役割を責務に改めます。また、パブコメの意見にありました、施設における身体的、心理的暴力を防止する、との文言を追加します。

第9条、市の役割です。こちらにつきましても、役割を責務に改めます。第1項では、こどもまんなか社会の実現に向け基本

となる計画を策定し、とありましたが、この文言を削除します。第2項につきましては、第9条からは一旦削除し、新たに第11条、多面的な支援として規定します。第3項につきましては、財政措置の対象を「こどもに関する施策」から、「こどもの権利保障に関する取り組み」に修正します。

第10条、連携体制の構築は修正ございません。

第11条、切れ目のない子育て支援は削除し、新たに、多面的な支援として変更案で規定するものとなります。変更案の第1項は、変更前の第9条の第2項と同様の内容となります。

第2項は、市民活動への支援を新たに設けます。第3項は、変更前の第11条、切れ目のない子育て支援と同様の内容となります。

4ページになります。

第12条、安全、安心な環境づくりは変更ございません。

第13条、虐待やいじめへの対応です。取り組みの主体を「市や学び・育ちの施設、地域住民」としていたものを、市の責任を明確化するため、「市」といたします。

第14条、こどもの居場所、第15条、こどもの貧困対策は変更ございません。

第16条、不登校のこどもなどへの支援です。条文の対象となる者の、表記上の順序を並び替えました。

第17条、こどもの意見表明です。

第1項では、こどもの意見表明に関する環境の整備の他に、新たに市の施策への意見反映に関する記述を追加します。第2項では、こども会議の構成に関する記述を削除します。第3項は、その内容が第1項に含まれるものと考え、削除とします。

第18条、多様性の尊重は変更ございません。

5ページになります。

第19条、普及啓発です。普及啓発の対象をこどもとしていたものを、より幅広く全ての市民といたします。

第20条、こどもの権利擁護委員会の設置は変更ございません。

第21条、擁護委員会の職務です。第1項、第2項で、「必要に応じて」実施するなどとしていたものから、「必要に応じて」の文言を削除します。

第22条、擁護委員会への協力、第23条、勧告又は要請への対応、第24条、委任はいずれも変更ございません

6ページになります。

次に附則です。大変恐縮ですが、ここで資料の修正を1箇所お願いします。第1項の施行期日ですが、変更なしとなっておりますが、令和7年7月1日からの施行を目指したいと考えております。当初、令和7年3月議会の議決を経たのち、令和7年4月1日からの施行を考えておりましたが、今回の見直しにより、その次の直近の定例議会となる、令和7年6月議会での議決をいただいた後の施行とします。次に新たな項目の追加です。3項目目に検討を追加したいと考えます。本条例が多くの関係者の責務や役割を規定するものでもあるので、3年後の再検討と見直しに関する事項を追加したいと考えています。以上、資料1-3の説明といたします。

続きまして、資料1-4みよし市こどもの権利条例(案)の全文です。

資料6ページをご覧ください。

まず初めに、大変恐縮ですが、こちらも施行期日が令和7年4月1日となっておりますが、令和7年7月1日に訂正をお願いします。

資料1ページにお戻りください。

内容等に関しましては、先ほどの資料1-3を条文形式にしたものですので、内容説明は省略させていただきます。また今後、実際に条例化するに際し、例規担当との協議により条文の文言が一部修正されることがございますことをご承知おきいただきたいと思っております。表現の見直しに伴い、子ども達が条例にとっつきにくく感じることも想定されますが、次年度以降、子どもを対象とした啓発資材の作成を検討しております。この中では子どもにも親しみやすい表記にしたいと考えています。以上、資料1-4の説明といたします。

議題(1)みよし市子ども基本条例(案)についての説明は以上となります。

○渡辺会長：ありがとうございました。

資料1-3と1-4を中心に、変更点を教えていただきましたので、これに対する皆さんの忌憚ないご意見をいただけるのかなと思っております。

大幅に変わるというよりは、やっぱり権利というところに焦点化したいのかなというところはよく分かりました。

それに関連して、資料1-3の2ページのこどもの役割というところについて、前回の会議で非常にたくさんの議論をしていただいたと思うんですけども、ここが実は今の変更点じゃない形で出てきていました。そこに私は一番引っかかって、えっ、この会でのやり取りが反映されないまま変更されるというのはどういうことなんだろう。そこからやっぱり第4回あった中で、みよしは権利を子どもに知ってもらいたいんだという、それを周知したいんだというところのお話が早くにあればまた違ったんじゃないかというところで、非常に違和感があったところなんです、それは先ほどもお伝えしましたように、事務局のほうも別にその、今になっての変更が本意ではないというところもあります。しっかりここで意見を出していただいて、それを踏まえて最終これで行こうという話が、今から30分ぐらいかと思うんですが、できればいいのかなと思っております。いかがでしょうか、何かご意見、ご質問ありましたら。このままでいいんだよとか、権利に焦点化するんであればこういう表現でいいんじゃないのかとかありましたらよろしくお願ひします。

○三保委員：いろいろ検討をありがとうございます。

その中での質問ですけど、2ページの第5条の保護者の役割が保護者の責務ということになっていて、この子育てについて第一義的に責任があり、こどもの権利を尊重しながら、って多分ママさんたち何のことか分かんなくて、あなたの責任ですよ、

だから尊重してくださいねと、それは分かるんだけど、それでも真面目にやっているから、そうやって言われるとつらいよねとか、そういう話もしています。これは何か責任があるけど、みんなで子どもを見守っていきましょうというような内容なのか、ちょっとニュアンスが分かんなくて、教えてもらえればありがたいです。

○加藤子ども未来部次長：子育てについて「第一義的に責任があり」というのは、ここは保護者の責務というところなので、保護者としてそういった責務がありますよという事をうたわせていただいているんですけども、「第一義的に責任があり」というのは、よく国もこういう言葉を使っているところがあるので、そのまま引用させていただいているという部分もあるんですけども、保護者を皆さんで支えていくという文言ではなくて、保護者としてこういったことの責務があるということをごちらとしては提案したいという思いで入れている部分があります。

もちろん、今おっしゃることを聞いて、なるほどと感じるところもあるんですけども、それぞれの立場でのということ。

○三保委員：こうしてくださいというような感じということですか。保護者としては、こういう役割があるからこうしてくださいというような。

○加藤子ども未来部次長：こうしてくださいというような強い言い方だと、先ほどおっしゃられたようなやっぱり負担感というのがあるでしょう。条例文だと強い言い方になりますが、こうしてほしいなという期待感を持っている、こういうことを守りたい、してほしい、というところですね。

○三保委員：分かりました。

本当に子育てで悩んでいる方も多し、それが言えない方も多くて、私も含め。そういうときにやっぱり支えてもらえるところがあるといいなと思うときは多々あるので。ありがとうございました。

○渡辺会長：すみません、3ページを見ていただきたいんですが、先ほどご説明もあったかと思いますが、3ページの下の11条かな。変更後で、多面的な支援の3番目に結婚・妊娠・出産及び子育てにおける様々な段階において切れ目のない支援をしますというところが、ただただ子育て家庭に、あなたたちだけで子どもを見なさいというわけではありませんよというメッセージではあると思うんです。ただし、先に保護者の責務と来ると、やって当たり前だよね、保護者なんだから、という印象を受けることもあるのかなと思います。

たしか第一義的ということの説明は、前回のこの会議でもご説明いただいてよく分かるんですが、多分この条例の文言のボリュームの限界もあるのかなと思うんだけど、どうなんですかね、順番なのか、書き方なのか、もしこの点で関連してのご

発言でもいいですし、別のものでもいいので、いかがでしょうか。ほかはどうですか。

○三保委員：さっきの話で、前回の保護者の役割で、こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任のあることを自覚して、いうのがあって、これにはめっちゃくちゃ違和感があったんですけど、変更した事によって大分保護者にとってはより柔らかくなったなというのがあると思います。ありがとうございました。

○谷澤委員：質問みたいなことに入っているんですけど、その前に少しお聞きしたいことがあって、そちらからよろしいですか。

私、普通だったら意見をメールで返したりするんですけど、根本的な部分で基本条例から権利条例に変わったということで、かなり戸惑いを感じていて、そことその違いってかなり大きいんですね。ここが変わることによって、今からこどもの権利の内容を皆さん、どうやって変えていかなきゃいけないというのをすごい悩みながら考えなきゃいけないと思うんです。今まで基本という形に基づいて作成したものであって、それがこどもの権利ということになると、随分意味合いが変わってきちゃったので、まずこの混乱を避けるために、1点目は、基本と権利の違いを説明していただきたいということ、2点目は、市長さんとお話しした事によって意見がかなり覆ったというお話がありました。最初に、この条例をつくる時に、市長さんのご意見というものは取り入れなかったのかということをしてすごく疑問に感じて、最初から市長さんのご意見があったら、1回目の会議からその内容を取り入れることができたと思うんですね。4回の会議って何だっただろうって。すごい熱を持ってやったのに何だっただろうというのが、私の気持ちの中にはあって、その1点目、2点目について少しお答えいただきたいくて、その後いろいろな意見を言いたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○加藤こども未来部長：まず1点目の基本条例と権利条例の違いというところなんですけど、それは先ほどお話ししたところで、基本条例は基本的にはこどもの権利という権利の部分と、市の施策をこうやっていきますよという部分の2本立てで構成をさせていただいていたところですが、その中で権利部分について注目をさせてもらったものが、変更後の権利条例になっているという関係です。削除させてもらった部分は、市がこういう施策をやっていきますよ、こういう事をしていきますよというところで、権利についての部分をより具体的にさせてもらったというのが修正点でございます。

あと市長には本当に簡単という話ではいけないとは思いますが、こういうこどもの基本条例をつくりたいんですというようなどころでお話をさせてもらって、進めていただければ、というところで進めさせてもらっていたというところですが、条文の内容について、どういうご意見ですかというところ

についてしっかりと意見をいただかなかったなかで、最終的に、こういう内容で行きたい、こういう基本条例です、というように段階で、本当にそれが今のみよし市にとっての問題点なのか、というような問いに対して、ちょっと違ったなという事になり今の権利条例になっているというところになります。

○林委員：みよし市子ども基本条例について、会議をやって話し合っ、私的にはこのみよし市子ども基本条例の中に権利も組み込まれていると思っていたんですけど、何であえてみよし市子どもの権利条例としなければいけないのか。私たちが検討してきた基本条例の内容にも権利が入っていると思っていたんですけど、何でなんだろうなという、権利をここで主張しなくてもいいんじゃないのかなと思う。基本条例じゃ駄目なんですかね、今のままじゃ。

○加藤子ども未来部長：基本条例という形で、子どもたち、もしくは市民に発表していくよりも、権利条例としたほうが、権利について考えてもらえると考えて名称から変更させてもらったというところでは。

先ほどちょっとお話しさせてもらったんですけど、今市民や子どもたちに、自分の権利というところについては、先進の市町ではこういったことをすごく勉強というか、学習の機会を与えているというところなんですけれども、みよし市において今までこういったところについて、全然やっていないわけではないんですけど、やれていないんじゃないかというような問題点を持っていますので、まずは子どもたちにこういった権利があるんだよ、意見を持っていんだよ、という事をしっかりと広めていきたいというところで、名称も権利条例のほうが皆さんへのメッセージとして分かりやすいという考えで変えさせていただいたところでは。

ですので、権利についていろいろ議論をいただいたと思っていますけれども、その内容を大きく変えてはいないと思っています。

○林委員：分かりました。

○渡辺会長：そのほか、いかがですか。

素朴な疑問で、パブリックコメントで案件名がみよし市子ども基本条例（案）と変更前のもので出ていて、意見は出ているんですけども、別にその意見の中に、もっと権利に注目すべきだというものがあつたわけではないんですが、最終的にこういうふうにします、名称も権利条例にします、とした場合、例えば子ども未来会議でそういう意見が出たんですかとか、コメントで出たんですかとかになった場合にはどう回答になるんでしょうか。

○加藤子ども未来部長：そこについては、今まで皆さんにご説明させてもらったとおりのこととお話しするしかないのかなと思います。それが真実なんで、そういう話をさせてもらおうと

いう形になると思いますが、きっかけが市長だったよということと言うという事ではなく、基本条例は、こども家庭庁は、というところからお話しさせてもらって、その後やっぱりみよし市に何が足りなかったと考えたら権利条例だったという回答になるのかなと思います。

○渡辺会長：そうすると、今5回目ですね、集まったメンバーからすると、先ほどの委員も言ってくれたいに、じゃあ何だったんだ、私たちの意見。全く無駄なわけではないですよ。でも、スタートがやっぱり権利に注目して、みよしはもっとこどもの権利を発信したいし、理解を、周知を深めなきゃいけないんだというスタートの5回の議論と、基本条例でまずは第一歩というスタートとでは、これは大きく違ったのかなと思うと、恐らくそこはずっと私たちは腑に落ちないんだろうなとは思っています。

いかがでしょうか、ほかに何かありますか。
お願いします。

○三保委員：今、これ権利条例って作成していますけど、この見直しの3年後に、今度は基本条例にしようかとなる可能性もあるということですか。

○加藤こども未来部長：それは可能性としてあります。先ほどから言っているように、メッセージとして権利についてまず知ってもらおうとあって、一応3年後はさすがに多分知ってもらうぐらいのところだと思うんですけども、それをこどもたちが行使する、意見を言ってもらいたいなところになっていけば、リニューアルして基本条例という形になってもいいと思います。

○三保委員：内容から変えていくということもあり得る。

○加藤こども未来部長：はい。

○三保委員：分かりました。ありがとうございます。

○谷澤委員：今の彼女の意見のことなんですけど、なぜ3年というのを設けたのかなと思って。毎年でもいいんじゃないですかと私は思っているけれども、ここで一文を追加したというところがまず分かんなくて、あまりにもこの3年という縛りが出てきちゃうので、この形だと。もっと曖昧な形でもいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○加藤こども未来部長：まず年数を区切らせてもらったというのは、具体的に3年なら3年、2年なら2年という年数をここに入れることによって、先ほどからご意見があるように、この内容についてリニューアルする、修正部分をその時代、時代に伝えていくということをしていきたいというメッセージです。あと、毎年毎年という、やっぱり委員さんの方たちのご負担

も大きいというところですし、じゃあ1年後に本当にすぐに、何か変わっているのかなというところもあり、我々も政策でいろいろなことをしていても、変わっているのはタイミング的に3年かなというようなところがあります。2年とか4年とかというご意見が多ければ、その年数にさせていただくということは全然構わないというか、そういうご意見が強いのならそのほうがいいと思いますが、この会議をやっていく中では3年ぐらいが一番いいんじゃないかというところで、3年という具体的な年数を入れさせてもらっています。

○谷澤委員：腑に落ちない状態でしっかり権利条例をつくっちゃって、今すごい皆さん心の中でもややもやしていると思う。皆さん、会議なんかに出たくないわという人がいらっしやるかもしれないですけど、私としてはこの4回、5回、会議を一生懸命やってきたので、3年とかに縛れないなと思って。正直言って、来年度もう大きく変わっちゃってもいいんじゃないかなというぐらいの気持ちがあるんですよ。だって、急にこんなふうに変えられて、はい、じゃあ3年後にこれ、お話ししましょうねとって、多分今の委員さん、ほとんど変わっちゃうんですよ。その人たちが、一からなんですか、ということになるので、少なくとも来年やる。これはこどものための権利条例なので、決めたからいいという事じゃなくて、本当に合っているのか合っていないのかというのは最低でも来年やらなきゃいけないと思うんですよ、私的には。それぐらいこれは重い内容なんですよ、こどもにとって。

すぐさらっと皆さん考えていらっしやるかもしれませんが、この条例に基づいてこどもたちは、いや、保護者の方、皆さん、みよし市民は動いていかなきゃいけないわけですので、少しでも間違いがあるんだったら正していかなきゃいけないのは、それは委員として当然やるべきことなので、私としてはこの3年とかを縛りにするんじゃなくて、7月に施行するんだったら、その後1年後にでもきっちりどうだったのかという見直しを100%しなきゃいけないと思っているので、ちょっとやり方が甘いのかなと私は考えております。

○加藤こども未来部長：その前にいいですかね、ごめんなさい。基本的に来年すぐに変えるという文言を入れるというのは、ちょっと条例としてなかなか難しいというようなところはあるので、谷澤委員が言われるように、この検討事項のところは外して、すぐに来年またこの会議をこういう形でやっていくことはできるので、7月に施行というところで、皆さんから合意をいただけるなら7月に施行させていただいて、また来年1年間もませてもらおうということが合意できるんだったら、それでもというところはあります。ただ、ここで来年すぐに変えますという文言を入れるのは条例としてなかなか難しいので、検討事項の部分を外させてもらう事はできるのかなというところでおります。

○林委員：谷澤さんがおっしゃったことはごもっともで、先ほ

ど1年間どうのこうのと言ったんですけど、そういうことじゃなくて、絶対何か出るんですよ、問題が。そのときに、1年間やったらこういうときこれだけ問題があったよねというか、検討しなきゃいけないじゃなくて、何というのかな、ちょっと事務局さんが言っていることと違うような気がする、ニュアンスが。谷澤さんがおっしゃっていることと、事務局さんが言っていることが違う。私は、谷澤さんが言っていることはすごく分かります。

○渡辺会長：すみません、代弁できるかどうか分かりませんが、これでよしじゃなくて、来年度も継続してきちんと市民の目で見直しをしていきたいと思いますという枠は残したいということだと思っんですね。だから、何年後に見直しますという事ではなくて、例えばこの内容については継続、検討を要するものとして、例えばですよ、必ず次年度も継続で見直しをする。そこで変えるとか、変えないではなくて、きちんとチェック機能を発動するというところが大事ではないかという事。しっかり振り返るとなると、やっぱり1年しっかり終わってからじゃないと、もちろん見直しはできません。だけど、新しくたくさんいろんなことを動かし始めたとき、こどもにとっても、条例にして分かりやすいものを来年度またつくるという事になると、じゃあ作る時に私たちの意見も反映したい、発信したときにこどもの状況、反応がどうだったかというのも、ちゃんと市民の声で振り返って、それを1年後なのか2年後なのかの、条例の改定に必ず反映するという、今の熱量を来年度持続するというところをニュアンスとしてはやっぱり残して、足かせじゃないですけど、枠としては残す必要はあるというお話だったのかなと思いました。

○加藤こども未来部長：こども未来会議は3年後にしか開催しないわけではなくて、来年も当然、毎年毎年やらせていただくので、このこども未来会議の中で、谷澤委員たちが言われるようなご意見をいただくという形で進めていくというところですので、来年何もやらないではなくて、しっかりとこの今の状況を皆さんに考えていただいて、ここが足りなかったよねというようなご意見をいただく会議は必ず毎年やらせていただくというところなんです。ただ、3年後に向かってそういった意見を収集していきたいというところで、この経過措置を入れさせていただいたというところではあります。

○松本委員：私も意見として賛成というか、責めるわけじゃないんですけど、気持ちは、協力できることは協力したいなと思っているので、3年後とかというわけではなくてもっとやっていたらいいなと思います。

この資料の2ページの地域住民の役割だけじゃないんですけど、例えば不登校とか貧困とか多様性、こどもの居場所、虐待をこういう、こちらは項目に分けてあるんですけど、そのもっと委員だけに、もちろんこうやってここに来て意見をさせてもらっているのは、これもご縁なのであれなんですけど、何

かもっとそれぞれの当事者というか、そういった方の枠をつくるというか呼びかける、市としても貧困の困り事を抱えている人の集まりを当事者さんに直接聞くようなとか、不登校でもそうですけど、虐待やいじめで困っている本人もそうですけど、親さんの声を拾う会を、会というか呼びかけて集まれる時間とかというのを、市としても呼びかけてもらってほしいなという要望です。

○渡辺会長：恐らく、国からも実態把握やニーズの把握をなささい、こどもからの意見も聞きなさいということが示されていると思います。

今のお話で、当事者にももちろん話を聞くといいのかなと思いつつ、じゃあその人たちが出てこられるのかなというのも思わなくもないので、そうだとすると、例えばその人たちと日常的に関わっている支援者とか、不登校の子を持つ親御さんとかに何か定期的に仕掛けていく、集まってとか、集まることが無理であればオンラインでというのを、来年度何か1回でいいから仕掛けていただけるといいのかなという気はします。それも踏まえて、見直しを検討していただくと選択肢が増える気がすると思うんですね。

このことについては、事務局のほうからはよろしいですか。

○加藤こども未来部次長：当然そういったことも考えていかないといけないというか、条例ですので、当然に、市としても条例を踏まえてしっかり取り組みますよという意味表明になりますので、そういったことまでしっかりやれるようにしていきたいと思います。

○渡辺会長：ありがとうございます。

時間があと10分ぐらいかなと思うので、ぜひせっかくお忙しい中お集まりいただいたので、何でもいいので何かご意見とか、ご質問があれば聞いてくれればと思います。お願いします。

○林委員：PTAの会長をやっているんですけど、一応三吉小学校のPTAの役員さんとかには、こども基本条例ができたので、ぜひ何か困ったことがあったら市役所のこども政策課に言ってくださいと言ったんだけど、困ったらどこに言えばいいのかな。一応みよし市のこども政策課に訴えてくださいと言ったんですけど、どこに声を上げればいいんですか、困ったとき。どこに言えばいい。やっぱり一応私もPTAの皆さんには、困ったことがあったらこども政策課に言っちゃってくださいと言ったんですけど、大丈夫ですかね。

○加藤こども未来部次長：PTAのというわけではなくて。

○林委員：じゃなくて、お母さんたちに私は周知させたくて言ったんですよ。何か困ったことがあったら、みんな悩まずに、基本条例があるんだからこどもを守ってくれるんだって。だか

ら市役所のこども政策課の人に言っちゃってねとかと言ったんだけど、あれっ、合っていたかなと思って、どこに言えばいいんだろうと思って。

○加藤こども未来部次長：困り事、相談したい内容って非常に多様だと思うんですけど、家庭と子育てに関することということになりますとこども相談課というのが適切かと思います。

○林委員：じゃあ、各部署に言えばいいということですか。もし、いじめで困っているお母さん方があったとしたらどういうところに。部署が違う、いろんなところに、どこかで集中しているんじゃないかと、おのおので部署をたらい回しにされるということですか。何かもっと窓口が1個とかじゃないんですね。違うんですね。嫌だ、私、勘違いしていたじゃないですか。いや、こども政策課に一本に絞っていると思ったから、ここに訴えちゃってくださいと言った。じゃあ、たらい回しにされるということですか、お母さんたちが訴えたら。

○谷澤委員：私は、こども権利条例課みたいなのができるのかと。部署ができるのかと思っていました。

○加藤こども未来部次長：基本的には、こどもに関する相談は、こども相談課が窓口という事になりますので、そこからたらい回しにされるというよりは、そこから中でつないでいくという形になって対応しています。

○林委員：あなたの相談はここじゃないからあっちに行ってくださいとか、それはいけないと思うんですよ。本当に辛い思いをしている人が来ているのに、いや、うちの部署じゃないんでとかと言われて、あっち行ってくださいとか、すごいショックを受けるんですよ、その時点で多分。ああ、言わなきゃよかったかなとか思っちゃうので、何かもうちょっと窓口を分かりやすく、こういう訴えのときでも取りあえずここに来てくださいますとか、もうちょっと分かりやすくしてほしい。

○谷澤委員：例えば、豊田市はちゃんとそういう課を設けていらっしゃるんですよ。それで、そこで電話相談を受けて、そういう事もちゃんとされているんですけど、みよし市はどうも条例だけ作るだけ作っておいて、その後の動きは分かりづらい。そう言われれば、林さんが言うとおりの、新たなこども権利条例はどかが担当をして、どう動いていくというお話が全然なかったと思います。

○加藤こども未来部長：今、次長が説明したとおり、こどもに関する相談は、こども相談課というところで全て受けるという形で分かりやすくさせてもらっていて、基本的な相談については全てこども相談課にお願いしたいと思います。
たらい回しというところについては、例えば小学生、中学生だとどうしても学校の先生だとか、教育委員会と連携を取って、

いじめだとかそういう事に対応していかなくちゃいけないので、こども相談課が受けた後に、学校とか教育委員会との連携で相談に対応させてもらうというような流れになります。相談の後に学校の先生からお話をお伺いするという事はあると思いますけれども、こども相談課の職員がそこに全くタッチしないというわけではないので、基本的に市のこどもに関する相談、お母さんや保護者からの相談は全て、こども相談課にさせていただけるといいと思います。

○林委員：それは誰が見ても分かるんですかね。

○加藤こども未来部長：基本的にその様にご案内させてもらっているつもりなんですけど、その様に思われているという事は、ちょっと分かりづらくなっているという事だと思います。

○林委員：何かもうちょっと市役所のホームページを見たら、ああ、相談するところはどこなんだと、ピンポイントで分からないと、悩んでいる人は調べたくないんですよ、本当に。もう頭が空になっているので、何かちょっとでも分かる兆しがないと嫌になっちゃうんですね。ごめんなさい、そういう感じです。

○加藤こども未来部長：その辺はご意見をいただいたので、もっと分かり易くという事で、私どももホームページも含めて対応させていただきたいと思います、よろしくお願いします。

○渡辺会長：今のお話を受けて、こども家庭庁がこども家庭センターみたいなものを各自治体で作rinaさいという事で、みよし市も作っているはずだと思うんですね、名称が違うかもしれないんですけども。

○加藤こども未来部長：合っています。こども家庭センターは、こども相談課の中にあります。

○渡辺会長：そうですね。そうだと思います。
あと、今言われた、たらい回しにならないようにしっかり横の連携をとる事もすごく強調されていて、だから多分この会議に学校教育課の方が来ていたり、いろんな方が参加している、そこは今までなかった事だと思うんですね。本当に行政って縦割りと言われる、ぶちぶちと切れて、それこそたらい回しということがよく言われていたんですけど、そこがそれじゃいけないというのは国を挙げて言っていることなので、もちろんつながってほしいなと思いますし、受けたこども相談課から必ずそれぞれの専門家のところにつなぎ、話して終わりじゃなくて共有されるはずなので、そこがとても大事なのかなということは思います。

○谷澤委員：ごめんなさい、さっきの私の意見で。権利条例に対する課を置くのか置かないかということと、これに対してど

うのこうのと言いに行くところは、こども相談課なんですか。

○加藤こども未来部長：基本的にこども政策課が今つくっておりますので、こども政策課になります。

○谷澤委員：こども政策課ですか。

○加藤こども未来部長：条例とか計画、皆さんに今ご議論をいただいていますけれども、それについての進行管理はこども政策課になります。

○谷澤委員：専門の人を置くという感じですか。担当者として。

○加藤こども未来部長：今も担当者として置いております。

○谷澤委員：権利条例に対する担当者はいらっしゃるということですか。

○加藤こども未来部長：はい。ですので、このまま政策課で担当させていただきます。

○谷澤委員：恐らく皆さん、よく分かっていらっしゃると思いますよ、きっと。

○渡辺会長：いかがですか、よろしいですか。

まだもう少し時間があるので何ですけど、ちょっと整理をすると、まず2ページの保護者の責務のところ、「第一義的に責任」というのがポンと出てきたときに、子育て中の家庭がどういう印象を受けるのかなというところ、ここで補うのか、例えば切れ目のない子育て支援というのは本当に国がしましよと言っている事ですが、あえて切れ目のない子育て支援というのを外して、多面的な支援というふうにみよし市はしたのかと思いますが、3ページの多面的な支援の3のところにつながるような何か文言を入れるとか、直接的に第5条に入れるとか、ちょっと工夫は必要なのかなと思います。

あと、最後のところですね、6ページの最後の検討というところで、市はこの条例の施行を3年経過した場合において云々というところ、見直しを行いますという部分に、今の議論だと、ニュアンスとして継続審議を要するものとして、文言がどういうものが妥当なのか分からないですけど、そういうニュアンスが入ってもいいのかな、これが完成版じゃないですというニュアンスがあるといいのかな。ずっと市民が自分の実感を持って声を上げて、この内容にコミットしていくんだというような内容が入ると、例えばパブリックコメントに意見した人が、あれっ、何かどういう事というところも、ああ、今後もちろん意見を言っていくと何か反映されるのかもしれないということも思うかもしれないと思いますが、いかがですか。こんな感じでいいですか。

恐らく私たちのもやもやを何とかしてくれるのは、この検討と

いうところしか多分ないのかなと思うんですね。
正直なところを言うと、本当に先ほどもあったように、じゃあ今までの4回は何だったんだという思いはあります。あるんですけども、かといって、じゃあこれを延ばしましょうと行って、事務局の方も本意でないところで労力を強いるということが本当にみよし市の行政にとっていいのかということ、組織のことを考えると、いや、ちょっとそれもまた違うのかなと思う。私はここで、これが完成版ではないということを書き添えていただくという条件で、権利条例という形で進めるということ、皆さんに合意をいただけるのであれば、変更の可否をここで確認しなくてはいけないんですけども、可ということによるしいですか。

○谷澤委員：条件付ですね、やっぱり。じゃないと納得できないです。

○渡辺会長：そうですね。

実は今、私、冷静ですけど、2回ぐらい来ていただいたときには結構ぶち切れてうわあと行って、メールで皆さんにいろいろ言ったときにも、もしご意見があったら、納得していませんと言ってくださいと言っていたところなんですよ。ご意見がなかったの、おおっ、これはきっとこの場でうわあと出るなと期待しておりました。

では、この検討という6ページ目のところにしっかり私たちの思いを入れていただくという条件と、あと答申のとき、ここでも一応可ということで皆さんにお認めいただいたということで、市長さんと会う機会を私はいただけるので言葉は選びますが、遠回しに本意ではないというところは伝えていきたいと思えます。私もみよし市民なので、あまり抗議したくないなと思うんですけど、でも本当に何だったんだ4回、最初に言ってちょうだいよ、というのは本当に思いましたので、そのように進めていけばと思えます。

では、変更可という事で、次に議題の2について、事務局より説明をお願いします。

○岡田専任副主幹：では、資料2-1みよし市こども計画(案)のパブリックコメント実施結果についてご説明させていただきます。こちらの資料に関しましては、資料発送時はまだパブリックコメント実施期間中でありましたので、本日委員の皆様の上にご用意させていただきました。

内容は、令和7年1月6日から令和7年2月14日まで実施しました、みよし市こども計画(案)に関するパブリックコメントの結果となります。募集の結果、意見等はございませんでした。従いまして、パブリックコメントによるこども計画(案)の見直しは無しとします。資料2-1の説明は以上となります。

議題(2)みよし市こども計画(案)についての説明は以上となります。

○渡辺会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

【質疑応答なし】

○渡辺会長：次に議題（３）答申について、事務局より説明をお願いします。

○岡田専任副主幹：では、答申についてご説明させていただきます。

次第の議題（３）をご覧ください。答申につきましては、前回の会議で本日２月２０日に実施するとお伝えしたところですが、第５回のこども未来会議を本日実施いたしましたので、あらためて３月７日の午前１１時３０分から実施したいと考えています。出席者は渡辺会長となります。日程等は以上ですが、本日の協議のなかで、こどもの権利条例（案）及びこども計画（案）、こどもの権利条例は一部保留がありましたが、概ねご理解がいただけましたので、事務局から追加の協議事項として、答申（案）をご提案させていただきます。ただいまから資料を配布させていただきます。

==== 追加資料配布 =====

ただいまお配りしたものが、答申（案）となります。

追加資料１が答申のいわゆる鑑となります。諮問のありました、みよし市こども計画（案）及び（仮称）みよし市こども基本条例について答申を行います。

１枚おめくりいただき追加資料２をご覧ください。こちらが答申書に添付する、みよし市こども計画（案）となります。内容につきましては前回までの会議でご説明させていただいたものから変更はございませんので、ここでは概要のみをあらためて説明させていただきます。

１ページからの第１章「計画策定に当たって」では、主に本計画の趣旨、位置づけ、期間、対象等、基本的な規定についての記述となります。

１１ページからですが、第２章「みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題」では、令和５年度に実施したアンケートの結果などによるものを記載しております。

６３ページからの第３章「計画の基本的な考え方」では、基本理念、基本目標の他、数値目標も記載します。

６７ページからの第４章「こども施策に関する重要施策」では本市が行う取り組みを、国のこども大綱に準じ、ライフステージを通じた重要施策、ライフステージ別の取組として記載いたします。

８７ページ、第５章「こども・子育て支援事業計画」では、教育・保育・地域こども子育て支援事業の量の見込みと確保に関して数量を明示いたします。

１０５ページからの第６章「計画の進行管理」では、PDCA

サイクルを用いての取り組みを記載しています。以上が、みよし市子ども計画（案）の答申内容となります。

追加資料3をお願いします。「条例」と書かれたインデックスのところになります。こちらが（仮称）みよし市子ども基本条例の答申（案）となります。内容は先ほどご審議いただきました、こどもの権利条例（案）の条文に基づくもので、先ほどの資料1－4みよし市こどもの権利条例（案）とあわせてご覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただき、「1. 答申にあたって」をご覧ください。記載の内容は概ねこどもの権利条例の前文からの引用となっております。

次に「2.（仮称）みよし市子ども基本条例に記載すべき事項、内容」についてです。記載すべき内容は、こどもの権利条例の条文内容から

- (1) 本条例の名称、目的、対象
- (2) こどもの権利
- (3) こども及びこどもに関係する者の役割
- (4) 本条例の目的を達成するために、市が行うべき基本的な取組
- (5) こどもの権利侵害からの救済と回復としています。

(1) 本条例の名称、目的、対象では、こどもの権利条例の第1条・第2条から、名称をみよし市こどもの権利条例とし、目的を記載したのち、対象を保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設としています。

(2) こどもの権利では、こどもの権利条例の第3条から、健やかに生きる権利、のびのびと育つ権利、安心して守られる権利、自由に参加する権利を始めとするこどもの権利が保障されなければならないことを記載します。

(3) こども及びこどもに関係するものの責務・役割については、こどもの権利条例の第4条から第9条に基づき、こども、保護者、地域住民、事業者、学び・育ちの施設及び市の責務と役割を記載いたします。

(4) 本条例の目的を達成するために、市が行うべき基本的な取組としては、

- ①基盤となる取組として、こどもの権利条例の第10条・第11条から、連携体制の構築と多面的な支援の2項目を、
- ②安全安心のための取組として、こどもの権利条例の第12条から15条までを基に、安全、安心な環境づくり、虐待やいじめへの対応、こどもの居場所、こどもの貧困対策の4項目を、
- ③権利を保障するための取組として、こどもの権利条例の第16条から19条までを基に、不登校などのこどもへの支援、こどもの意見表明、多様性の尊重、普及啓発の4項目を記載しています。

(5) こどもの権利侵害からの救済及び回復については、こどもの権利条例の第20条から23条までを基に、

- ①こどもの権利擁護委員会の設置、
- ②権利擁護委員会の職務、
- ③権利擁護委員会への協力、

③勧告又は要請への対応について

それぞれ記述いたします。

最後に3. こども未来会議でのおもな意見等になります。こちらでは、先回までのこども未来会議で委員の皆様から頂戴した意見等を記載しています。以上が（仮称）こども基本条例（案）の答申内容となります。答申（案）の説明につきましては以上となります。

○渡辺会長：ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【質疑応答なし】

○渡辺会長：その他、全体を通して何かご意見はございませんか。ないようでしたら、本日の議事を終了したいと思います。本日をもって、本年度のこども未来会議の審議は終了となります。長期間にわたって熱心にご審議いただき大変ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○加藤こども未来部次長：ありがとうございました。

それでは、確認をさせていただきます。

議題1のみよし市こども基本条例ですけれども、冒頭で部長からも説明がありましたとおり、基本条例の中で権利というところに触れて、これまではこどもの権利ということについてあまり啓発してこなかったという事もありました。そこで、こどもの権利保障を前提とした市や関係機関の役割を、基本条例の中で訴えてもかまわないのではないかという事で、まずは権利保障について全ての市民にご理解していただくために、権利に特化した条例にさせていただくということになりました。

ご意見のありました第5条の保護者の役割、責務というところにつきましては、ご承知いただいているのものと理解していますが、言い回しについて、もう少し圧のない言い換えとすべきか事務局で検討させていただきます。

あと、多くのご意見をいただいたとおり、やっぱり皆さん、ちょっと不完全だという思いがあるという事は、事務局としてもしっかり受け止めております。また、変更の条項も追加させていただきましたので、しっかり見直しに向けて進めていきたいと考えております。

みよし市のこども計画につきまして、こちらも含め、冒頭で部長が申しましたとおり、基本条例が権利条例ということに変わりましたが、子育て施策につきましてはこの計画に基づいてしっかり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上となりますが、また不明な点がありましたら、事務局にお問合せご確認をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、事務局から連絡事項を説明させていただきます。

○岡田専任副主幹：本日をもって、令和6年度のこども未来会議は終了となります。

今後の大まかな予定ですが、答申を3月7日（金）に行なった後、こども計画につきましては、令和7年3月31日（月）を公表日、こどもの権利条例につきましては7月1日（火）を施行日としたいと考えておりますので、ご承知おきください。事務局からの連絡は以上です。

○加藤こども未来部次長：最後に、加藤こども未来部長よりお礼を申し上げます。

○加藤こども未来部長：皆さん、本当にいろいろとご迷惑をかけたところ、おわびをさせていただきたいと思います。

会議の中でもお話しさせてもらったんですけども、今年度はこれで終わりですが、来年度、再来年度ずっとこの会議を開催していきながら、条例についても、計画についても、皆さんには進行管理の確認をしていただきたいと思いますので、その都度都度にまたご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○加藤こども未来部次長：それでは、以上をもって、令和6年度第5回のこども未来会議を終了します。皆様、ご起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。